

## JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約

**第1条（総則）**

JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)（以下「ビジネスカード」という）は、東海旅客鉄道株式会社（以下「甲」という）と、株式会社セディナ（以下「乙」という）が業務提携して発行するクレジットカードです。

**第2条（会員とカード使用者）**

- 本規約を承認のうえ、甲及び乙に入会を申込みした法人で、甲及び乙が入会を承認した法人を「JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員」（以下「会員」という）とします。
- 会員は、甲及び甲が指定し乙が承認した加盟店（以下総称して「加盟店」という）でのカード使用によって生じる債務を乙が会員に代わって立替払いをすることを承認します。
- カード使用者とは、会員に所属する役員及び従業員等で本規約を承認した方のうち、会員が入会の申込みにあたり、カード使用者として指定して甲及び乙が承諾した方をいいます。
- カード使用者によるカードの使用から生じる一切の債務の履行及びカード使用者によるカードの使用、管理等に関する一切の責任は会員が負うものとします。
- 会員が法人（上場会社を除く）の場合、会員は、自らの役員または社員の中から、本カードの取引担当者となる管理責任者を選出し、乙に届け出るものとします。

**第3条（会員規約）**

会員規約は、甲、乙、会員及びカード使用者との間で適用されます。また、必要に応じて個別の契約において、特約が適用されます。

**第4条（連帯保証）**

- 会員の連帯保証人は、カード利用に関わる一切の債務につき、会員と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- 会員の連帯保証人は、法人の代表者となります。

**第5条（カードの貸与）**

- 乙はカード使用者1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの種類には「代表者カード」と「個人カード」とがあります。
- カード使用者はカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
- カードはカード使用者のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、買入れしたり担保の提供等に利用したりして、カードの占有を第三者に移転することはできません。
- 前項に違反し、カードが第三者によって利用された場合、会員及びカード使用者は連帯してカード利用代金の支払い、その他一切の責任を負うものとします。
- カードの有効期限はカードに表示し、所定の時期に更新するものとします。ただし、引続き会員及びカード使用者として認める場合に限りです。
- カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で乙が認めた場合に限り再発行するものとします。
- (1)会員及びカード使用者は、会員及びカード使用者の事業にかかわる購入以外の用途にカードを使用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾します。

(2)会員及びカード使用者が、本項(1)に違反してカードを使用した場合も、会員及びカード使用者はその支払いの責を免れないものとします。

**第6条（暗証番号）**

- カードには会員がお申し出の暗証番号を登録します。ただし、会員は特に指定がない場合、又は乙が暗証番号として不適当と判断した場合には乙指定の暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- 会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用された場合は、暗証番号について盗用、その他事故があっても、そのために生じた一切の損害については会員負担とします。

**第7条（年会費）**

会員は甲及び乙に対し、所定の年会費（消費税相当額を含む）を所定の期日に支払うものとします。なお、支払われた年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。また、途中廃止、退会の場合も同様とします。

**第8条（カードの利用）**

- カード使用者は加盟店でカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の自己の署名をすることにより甲の定める乗車券類等及び商品の購入、役務の提供、その他のサービス等の提供を受けることができます。

また、この他カード使用者は、甲指定の端末等を使用者自らが所定の方法で操作することにより、乗車券類を購入することができるものとします。ただし、使用者は利用できない乗車券類等及び商品の購入、役務の提供、サービス等があることをあらかじめ承諾します。
- カード使用者は前項による他、甲の指定する箇所において携帯電話又はインターネット等による通信手段を利用して乗車券類を購入できるものとします。この場合使用者が通信手段で指定した乗車券類を甲が所定の手続きにより確保（予約の完了）したことによって、カードによる購入が完了したことを承諾します。ただし、当該乗車券類はカード使用者が乗車券類を甲が特に定めた箇所及び手段等で所定の方法により受領するまでの間、甲にて預かり保管します。なお、通信手段を利用した乗車券類の購入、変更、取消し等は、甲が定めた時間帯のみとし、これ以外の時間帯で取扱いできないことをカード使用者はあらかじめ承諾します。
- カード使用者は甲の通信手段による乗車券類の販売について、甲の指定した割引乗車券類の購入及び新幹線の指定席特急回数券などによる座席の指定のみのご利用ができないことをあらかじめ承諾します。

ただし、甲及び乙が特に認めたカード使用者は甲の指定する時期及び手段によりこれらができるものとします。
- カード使用者は、甲が通信手段による乗車券類の購入の記録をとることを、あらかじめ承諾します。
- カード使用者が加盟店の行う通信手段等によるサービスを受ける場合は、別に定めるところによりカード提示の必要はありません。ただし、本条第2項の乗車券類受領の際はカード提示を行い、甲の本人確認をもって甲より受領するものとします。この場合、カード使用者は所定の書類に自署するものとします。この他、甲指定の端末等をカード使用者自らが所定の方法で操作することにより受領することができるものとします。
- カード使用者はカードにより購入した乗車券類等の取消し、又は変更に関しては、甲の定める規定に従い、甲が定めた窓口で会員のカード提示により取扱います。この場合、甲は列車の遅延等の異常時の場合を除いて、現金による払戻しはいたしません。
- カード使用者は使用者が指定して購入し、甲が預かり、保管している乗車券類について有効期間の開始日当日もしくは有効期間満了日を経過してもカード使用者が受領しない場合は、その翌日に当該乗車券類の一部又は全部について甲の定めた方法で処理を行うことを承諾します。ただし、甲は効力がある乗車券類について、払戻しの処理をこい、カード使用者からあらかじめ指定した預貯金口座に返金するか、もしくはご利用金額と調整して請求することとし、なおかつ所定の払戻し手数料を請求します。なお、効力が消滅した乗車券類に対する運賃・料金については返金はいたしません。この場合、カード使用者は甲及び乙の指示に従うものとします。
- カード使用者がカード利用により購入した商品（乗車券類は含まれない）の所有権は、乙が加盟店に立替払いをしたことにより加盟店から乙に移転し、当該商品にかかわる債務の完済まで乙に留保されることを認めるとともに、会員及びカード使用者は次の事項を遵守するものとします。
  - 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしないこと。

(2)商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨の連絡を乙に行うとともに、乙が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

- 会員又はカード使用者が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、（社）日本クレジット協会ホームページ http://www.j-credit.or.jp/をご覧ください。

**第9条（カードの利用可能枠）**

- 会員の月間（毎月1日から当月末日まで）利用可能枠は、甲及び乙が別に定めることとします。
- カードの月間（毎月1日から当月末日まで）利用可能枠は、代表者カードは65万円以下とし、個人カードは20万円以下とします。ただし、甲及び乙が特に認めた場合はこの限りではありません。
- 甲、乙及び加盟店は、カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、又は違反するおそれがある場合、その他、甲及び乙がカード使用者のカード利用について不審な点があると判断した場合には、カードの利用を断ることができるものとします。

**第10条（代金決済及び遅延損害金）**

- 会員はカード使用者の毎月末日までのカード利用代金など乙にお支払いいただくべき一切の債務を翌々月6日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員があらかじめ指定したお支払い預貯金口座から自動振替の方式によりお支払いいただきます。
- 会員は前項の期日に債務の履行を怠った場合、乙所定の方法により、当該債務をお支払いいただきます。ただし、会員の返金した金額が本規約及びその他の契約に基づき、会員が乙に対し負担する債務を完済させるに足りないときは、特に通知せず乙が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当させていただきます。
- 前項の場合、会員は本条第1項の期日の翌日から完済まで当該債務につき年14.60%の遅延損害金をお支払いいただきます。(1年を365日として計算します。ただし、うるう年は1年を366日とします。以下同じ)
- 会員が支払いを怠り、あるいは後記第14条（退会並びに会員資格の取消）の事由が発生した場合、乙は加盟店に当該カードの無効を連絡したり、法的処置を取ることがあります。また、乙が取立てに要した費用（弁護士費用等並びにそれににかかわる消費税相当額を含む）は会員が一切負担しなければなりません。

**第11条（費用等の負担）**

乙は会員に対し、会員の要請により乙が行う事務の費用として次のものを会員に請求することができるものとします。

- カードの再発行手数料
- 会員に交付された書面の再発行手数料

**第12条（加盟店との紛議）**

カード利用により購入した乗車券類及び商品、役務、その他のサービスに関する紛議は、すべて会員と加盟店との間で解決していただき、乙は責任を負いません。

**第13条（カード会員保障制度）**

- 会員及びカード使用者はカードの紛失・盗難等による不測の損害を防止するために、必ずカード会員保障制度に加入いただくものとします。
- カード会員保障制度の内容は乙が別に定めるカード会員保障制度規約によるものとします。

**第14条（退会並びに会員資格の取消）**

- 会員が甲及び乙より退会する場合は、遅滞なく乙宛に所定の届出用紙により、手続きさせていただきます。
- 会員（本項においては入会申込者を含む）又はカード使用者が次のいずれかに該当したと甲又は乙が判断した場合は、甲又は乙は入会を謝絶し、又は通知・催告などをせず、会員の資格を取消しすることができるものとします。
  - 入会時に虚偽の申告をしたとき
  - 本規約のいずれかに違反したとき
  - カードの利用代金など乙に対する債務の履行を怠ったとき
  - 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - カードの利用状況及び支払状況が適当でないとき
  - 後記第16条（反社会的勢力の排除）に違反していると認めたとき
  - 第8条（カードの利用）第9項に違反し、カードの利用状況が不適當又は不審であるとき
  - カードを利用して違法な行為を行ったとき
  - その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えてJR東海エクスプレスサービス会員規約第1条第1項に定めるサービスを利用して乗車券類を購入したとき
  - JR東海エクスプレスサービス会員規約第1条第1項に定めるサービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために、転売又は換金行為を試み、もしくは実行したとき
  - その他甲及び乙が不適当と判断したとき
  - JR東海エクスプレスサービス会員規約及びエクスプレス予約サービスに関する特約に違反したとき
- 本条第1項、第2項の場合、会員はカード使用者全員のカードを直ちに乙に返却するか、カードを切断して破棄するものとし、第10条（代金決済及び遅延損害金）に定める支払い期日にかかわらず、乙にお支払いいただくべき一切の債務全額を直にお支払いいただきます。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
- 前項は、会員がカード使用者を変更・廃止する場合にも準用します。ただし、この場合、代金の支払いについて乙が認める時は通常の支払い方法によることができるものとみなします。

**第15条（期限の利益の喪失）**

- 会員又はカード使用者は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。
  - 仮差押、差押、もしくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、
  - 反響整理（任意整理を含む）を開始する旨を乙に通知したとき
  - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき
  - 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき
  - 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づく本人確認書類等の提示・提出等がなされない場合において、乙が会員に対し本人確認書類等の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
  - 会員が現に有効な運転免許証・運転経歴証明書（以下「運転免許証等」という）の交付を受けている場合において、乙が会員に対し運転免許証等の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき
  - 第14条（退会並びに会員資格の取消）に掲げる事由のいずれかに該当したとき
  - 後記第16条（反社会的勢力の排除）に違反していると乙が認めたとき
  - 会員又はカード使用者が、債務の履行を1回でも遅滞したとき
  - その他会員又はカード使用者の信用状態が悪化したとき
- 会員又はカード使用者は、会員又はカード使用者が商品の質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしたときは、乙の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額

をお支払いいただきます。

**第16条（反社会的勢力の排除）**

- 会員（本条においては入会申込者を含む）及びカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団
  - 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - 前各号の共生者
  - その他前各号に準ずる者
- 会員及びカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

**第17条（届出事項の変更）**

- 会員は甲及び乙宛届け出た法人の名称、所在地、電話番号、事業内容、代表者、管理責任者、カード使用者、その他法令に基づく乙への届出事項等に変更が生じた場合、またカード使用者を追加する場合、遅滞なく乙宛に所定の届出用紙により手続きさせていただきます。
- 前項の届け出がないために甲及び乙からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常判断すべきときに会員に到着したものとみなします。

**第18条（規約の改定並びに承認）**

- 本規約が改定された場合は、甲又は乙がその内容を通知した後に会員がカードを利用したことにより、又は通知後異議なく2週間を経過したときは、会員は変更事項を承認したものとみなします。
- 本規約の変更事項が軽微である場合は、乙ホームページでの公表をもって、会員への通知に代えることがあります。

**第19条（合意管轄裁判所）**

会員は本規約について紛争が生じた場合、訴訟の如何にかかわらず、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## JR東海エクスプレス・カード会員保障制度規約

#### 第1条（損害の補填）

株式会社セディナ（以下「セディナ」という）は、この規定に従いJR東海エクスプレス・カード(ビジネス)（以下「カード」という）が紛失・盗難・詐取もしくは横領（以下単に「紛失・盗難」という）により保障期間中に不正使用された場合、これによって契約法人が被る損害を全額補填します。この場合、セディナは必要に応じてセディナが契約する損害保険会社に保険適用につき、本件内容を通知することができます。

**第2条（保障期間）**

本制度の保障期間は、本制度への加入の日から1年間とし、初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

**第3条（紛失・盗難届けと損害補填期間）**

- カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、契約法人又はカード使用者は直ちにその旨をセディナ及び最寄りの警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けをセディナに提出していただきます。
- セディナが発行したカードが未着であることを知ったときは、契約法人は直ちにセディナ所定の用紙によりカード未着届けを提出していただきます。
- 第1条（損害の補填）によりセディナが補填する損害は本条(1)の紛失・盗難の通知をセディナが受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

**第4条（補填されない損害）**

セディナは次の損害について補填の責を負いません。

- 契約法人及びカード使用者の故意又は重大な過失に起因する損害
- 契約法人及びカード使用者による不正使用に起因する損害
- カード裏面の署名欄に自署していない場合に起因する損害
- 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（盗用、又はその他事故、もしくは契約法人及びカード使用者の故意又は過失により暗証番号が他人に知られてカードが使用された場合を含む）
- 第3条（紛失・盗難届けと損害補填期間）(1)の紛失・盗難の通知をセディナが受理した日の61日以前に生じた損害
- 保障期間の開始する日前に生じていたカードの紛失・盗難などに起因する損害。ただし、保障制度の継続の際はこの限りではありません。
- 戦争・地震など著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難などに起因する損害
- 紛失・盗難等又は被害状況の届出の虚偽に起因する損害
- セディナが後記第6条（損害補填の手続・調査）の手続を依頼したにもかかわらず、契約法人が手続を怠った場合に起因する損害
- その他、「JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約」に反する使用に起因する損害

**第5条（自動継続）**

本制度の加入は毎年自動的に継続されます。

**第6条（損害補填の手続・調査）**

- 契約法人が損害の補填を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に損害状況等を記入した損害報告書、最寄りの警察署の盗難届出証明書、又は被害届出証明書等セディナが必要と認める書類をセディナ又はセディナの委託を受けた者に提出していただきます。
- セディナ又はセディナの委託を受けた者が、本条(1)の損害状況等の調査を行う場合、契約法人はこれに協力し、また必要な調査を終えた場合には遅滞なく損害を補填します。

## セディナによる個人情報の取扱いに関する同意条項

**第1条（セディナによる個人情報の取得・保有・利用・提供）**

- 個人である会員又は連帯保証人（以下総称して「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社セディナ（以下「セディナ」という）との取引の与信判断及び与信後の管理（以下「与信関連業務」という）及びカード付帯サービスを含む全てのカード機能履行のため、以下の情報（以下これらを総称して



「本件個人情報」という)を、セディナが保護措置を講じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに同意します。

- ①申込書等に記載された会員等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先(実家等)、親権者情報等(これらすべての変更情報を含む)。
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法等の利用情報、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
- ④本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、負債、収入、支出、会員等がセディナに提出した収入証明書の記事事項並びにセディナが取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
- ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- ⑥セディナが会員等に電話等により確認した情報又は会員等がセディナへお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報。
- ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、セディナが会員等の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報。
- ⑧防犯上録画された映像等の情報。
- ⑨電話の録音等の音声情報。

- (2)会員等は、セディナが与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS(ショートメッセージサービス)、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3)会員等は、与信関連業務及び本人確認のためセディナが必要と認めた場合に、セディナが市区町村の要求に従って会員等の個人情報(入会申込書の写し等)を市区町村に提出の上、会員等の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用することに同意します。
- (4)会員等は、会員等のいずれかに次の状況が発生した場合、セディナが次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する会員等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
  - ①相続が生じた状況があるとセディナが判断した場合、セディナが本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。
  - ②氏名変更が生じた状況があるとセディナが判断した場合、セディナが本契約に関して会員等との同一性を確認するため。
- (5)会員等は、セディナが本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいはセディナの事務を、セディナの子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、セディナが本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、セディナが「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡も含む)をする場合、本件個人情報または債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
  - 株式会社セディナ債権回収 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号
- (6)会員等は、本契約に基づく精算及び当該売買契約並びに本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行、維持、管理のため、セディナが必要と認める場合、セディナの子会社、関連会社又は東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という)に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、当該子会社・関連会社又はJR東海がそれらを利用することに同意します。
- (7)会員等は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、セディナ及びセディナの子会社、関連会社又はJR東海と他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

**第2条 (セディナによる個人情報の与信関連業務以外の利用)**

会員は、セディナがクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘することに同意します。

(ア)宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため。

(イ)商品開発・市場調査のため。

(ウ)新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。

(エ)セディナが委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。

※セディナの具体的な事業内容についてはセディナのホームページ(http://www.cedyna.co.jp)でお知らせしております。

**第3条 (セディナによる個人情報機関への登録・利用)**

- (1)会員等は、セディナが加盟する個人情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものをいい、以下「加盟個人情報機関」という)及び当該機関と提携する個人情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、会員等及び当該会員の配偶者(当該会員の配偶者とは、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る。以下同じ)の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために限り、セディナがそれを利用することに同意します。
- (2)会員等は、会員等及び当該会員の配偶者にかかわる本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員等及び当該会員の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー(C I C)	株式会社日本信用情報機構(J I C C)
①本契約に係る申込みをした事実		セディナが個人情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。

- (3)加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、セディナが本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】

○株式会社シー・アイ・シー(CIC:割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

フリーダイヤル0120-810-414　http://www.cic.co.jp/

〒160-8375　東京都新宿区西新宿1-23-7　新宿ファーストウエスト

○株式会社日本信用情報機構(JICC:貸金業法に基づく指定信用情報機関)

TEL 0570-055-955　http://www.jicc.co.jp/

〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町41-1

【提携信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

〒100-8216　東京都千代田区丸の内1-3-1

(4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び会員に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報(当該婚姻関係に関する情報は、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る)、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開示しているホームページをご覧ください。

**第4条 (セディナによる個人情報の与信関連業務以外の提供・利用)**

(1)会員は、セディナが次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、セディナの子会社、関連会社又はJR東海に電磁的データ等で提供し、当該子会社、関連会社又はJR東海が利用することに同意します。

○セディナと「個人情報の提供に関する契約」を締結したセディナの子会社、関連会社又はJR東海が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。

①子会社、関連会社又はJR東海の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内。

②子会社、関連会社又はJR東海の事業における市場調査、商品開発。

③子会社、関連会社又はJR東海が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。

なお、セディナの子会社、関連会社についてはセディナのホームページ(http://www.cedyna.co.jp)、JR東海についてはJR東海のホームページ(http://jr-central.co.jp/)又は申込書等でお知らせしております。

(2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、JR東海における個人情報の利用期間については、JR東海にお問い合わせください。

**第5条 (セディナにおける個人情報の開示・訂正・削除)**

(1)会員等は、セディナ及び第3条で記載する個人情報機関並びに第4条で記載するセディナの子会社、関連会社又はJR東海に対して、「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。

①セディナ、子会社又は関連会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・ご相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、JR東海のホームページでもお知らせしています。

②個人情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報機関にご連絡ください。

③JR東海に対して開示を求める場合には、JR東海にご連絡ください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、セディナは、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

**第6条 (セディナにおける本同意条項に不同意の場合)**

セディナは、会員等が本契約の必要な記載事項(契約書面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、会員が第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由にセディナが本契約をお断りすることはありません。

**第7条 (セディナにおける利用・提供中止の申出)**

第2条及び第4条による同意を得た範囲内でセディナが会員の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降のセディナでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、セディナが会員に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申し出はできないものとします。

**第8条 (セディナにおける個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)**

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申し出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・ご相談窓口】まで、お願いします。

**第9条 (セディナにおける本契約が不成立の場合)**

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実、本規約第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

**第10条 (退会後又は会員資格喪失後の場合)**

退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条(1)、第2条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又はセディナが定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

**第11条 (本同意条項の変更)**

本同意条項は、セディナ所定の方法により、変更できるものとします。

※個人情報管理責任者について

セディナは、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

【個人情報の取扱いに関する同意条項(カード管理責任者)】

本条項はカード管理責任者に適用されます。ただし、カード管理責任者が会員等の場合は、上記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されます。

カード管理責任者は、カード管理責任者の登録・管理及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める本人確認義務履行の為に、カード管理責任者の氏名、生年月日、性別、自宅住所、所属部署、役職、会社電話番号等を、株式会社セディナが取得・保有・利用することに同意します。

【個人情報の取扱いに関する同意条項(カード使用者)】

本条項はカード使用者に適用されます。ただし、カード使用者が会員等の場合は、上記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されます。

カード使用者は、カード使用者の登録・管理及びカード発行の為に、カード使用者の氏名、生年月日、性別、所属部署、会社電話番号等を、株式会社セディナが取得・保有・利用することに同意します。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】  
株式会社セディナ　お客さま相談部  
東京都港区港南二丁目16番4号  
※お電話は法人カードセンターにて承ります。  
電話番号:052-324-3801  
受付時間:平日9:30～17:00(年末・年始を除く)  
A951-12-02

【上記以外のお問い合わせ・ご相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の拒弁に関する書面については下記までお尋ねください。

株式会社セディナ　法人カードセンター  
052-324-3801  
〔受付時間　平日9:30～17:00　年末・年始を除く〕  
\*電話番号はお間違いのないようおかけください。

## JR東海による個人情報の取り扱いに関する同意条項

- 法人会員は、カード使用者の申込みをするにあたって、あらかじめ当該カード使用者本人から、次の事項について同意を得るものとします。

- JR東海による個人情報の取得
  - ア. JR東海が必要な保護措置を講じた上で、次のカード使用者に関する個人情報を取得・利用・保有すること(ア)カード使用者の氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・勤務先情報(勤務先所在地・所属部署)・社員コード・出張番号・メールアドレス及びこれらすべての変更情報(イ)カード使用者のカード使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービスの購入履歴等の情報(ウ)利用限度額等、カード使用者のカード使用のため、カード会社より提供されるクレジットカード情報(エ)カード使用者のカード使用に際し、JR東海が会員の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報(なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。)
  - イ. JR東海又はカード会社に対して届け出たカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等に誤りがあり、JR東海又はカード会社の方のみ変更の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、JR東海及びカード会社が相互に提供する場合があること

- JR東海による個人情報の利用

- JR東海が次の目的のため、前号ア記載の個人情報を利用すること(ア)カード使用者との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービスの取引のため(イ)JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため(ウ)JR東海の販売状況分析、商品開発のために利用するため
  - イ. 個人情報の取得及び本号アの利用目的に該当する業務を、JR東海が他の企業に委託する場合、JR東海は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でカード使用者の個人情報を預託すること

- JR東海との個人情報の共同利用

セディナ、及びJR東海のグループ会社等エクスプレス予約ホームページ上において公表する会社(以下「共同利用者」という)が、第1号ア(ア)～(ウ)に記載のカード使用者に関する情報を、同ホームページに掲げる目的で、共同して利用すること及び、共同利用に関する責任者をJR東海とし、問い合わせ窓口は第5号イ記載の窓口とすること

- JR東海からの個人情報の提供及びその利用

JR東海の提携する観光施設等に、第1項第1号ア(ア)及び(イ)記載の個人情報を提供すること(ただし、第5号イ記載の窓口への申し出により、それ以降のJR東海からの個人情報提供の中止を求めることができます。)

- JR東海による個人情報の開示・訂正・削除

- カード使用者は、JR東海に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求ができること
  - イ. JR東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすること

東海旅客鉄道株式会社　エクスプレス予約カスタマーセンター　☎0120-417-419

〒108-8204　東京都港区港南2-1-85　JR東海品川ビルA棟
  - ウ. 万一登録内容が不正確、又は誤りであることが判明した場合には、JR東海は所定の手続きにより、これを訂正・削除すること
- 加盟店への連絡等

カード使用者のカード使用にあたっては、JR東海からカード会社が照会を受ける場合、また同様にカード会社からJR東海に照会を行う場合があること。この際、カード会社はJR東海に対して次の回答・確認・指示を行うこと(ア)JR東海からの照会に対してカード会社が必要と認めた事項について回答すること(イ)カード提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること(ウ)カード使用者のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、カード使用をお断りする場合があること(エ)(ウ)の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードをカード会社に返却していただく場合があること(オ)貴金属、金券等の一部商品については、カードの使用を制限させていただく場合があること(カ)通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前にJR東海に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報をJR東海に通知する場合があること

- 本規約に不同意の場合

JR東海は、カード使用者が第1号ないし第6号の全部、もしくは一部を承認できない場合、当該カード使用者のカードの発行をお断りすること

- 法人会員は、代表者の氏名・年齢・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先情報(勤務先所在地・所属部署)・暗証番号・メールアドレス及びこれらすべての変更情報をJR東海に提供するにあたって、あらかじめ代表者本人から当該情報提供について同意を得るものとします。
- 前2項に基づき又は関連して(法人会員が、前2項の同意を得ていない場合を含みます。)カード使用者又は代表者に生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、JR東海及びカード会社に何らの損害及び迷惑をかけないものとします。
- 第1項又は第2項に基づき又は関連して(法人会員が、第1項又は第2項記載の同意を得ていない場合を含みます。)、JR東海又はカード会社がカード使用者又は代表者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害(これに対処するために要した費用の負担を含む。)を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

株式会社セディナ 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号　〒460-8670
---